

担当課名	クリーンセンター
案件名	排水処理設備修繕
案件の概要	排水処理設備の修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 4 年 9 月 7 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	29,700,000 円（うち消費税 2,700,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 5 年 3 月 30 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、排水処理設備の修繕を実施し機能の改善を図るものである。</p> <p>ごみ焼却施設で発生する汚水は強アルカリ性を示すものとなり、排水処理設備で薬品処理を施し、中性化してから散水、手洗い水、焼却炉の温度調整用水等に再利用しているが、設置から 30 年が経過し機能の低下が顕著となっている。薬品処理が出来なくなると焼却施設の運転を停止せざるを得なくなる。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その整備には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら整備を進めていく必要があり、安全性を確保しながら整備を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており整備実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>